

会 議 録

審議会等名	第6回川西市補助金等審議会		
事務局 (担当課)	企画財政部 政策推進室 行財政改革課 内線(2112)		
開催日時	平成20年9月1日(月) 18時30分～20時35分		
開催場所	川西市役所4階 庁議室		
出席者	委員	井本 洋 土山 希美枝 中井 和久 中川 幾郎 中谷 一彦 渡部 尚史	
	事務局	企画財政部長、政策推進室長、政策推進室行財政改革課長、 政策推進室行財政改革課長補佐、政策推進室行財政改革課主査、 政策推進室行財政改革課主任	
傍聴の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 可・不可・一部不可	傍聴者数	9人
傍聴不可・一部不可の場合は、その理由			
会議次第	(1) 補助金のあり方について (2) その他		
会議結果	(別紙審議経過のとおり)		

審議経過

発言者	発 言 内 容
会長	<p>それでは、定刻になりましたので、開会させていただきます。</p> <p>最初に、事務局さんから本日の委員の出席状況と傍聴人さん等についてのご報告をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、事務局より本日の委員の出欠を報告させていただきます。本日の委員の欠席はなく、全員出席いただいておりますので、本日の審議会は成立していることをご報告申し上げます</p> <p>次に、本日、当審議会を傍聴される方につきましては9名となっております。傍聴人の方におかれましては、審議の進行にご協力をお願いいたします。よろしくをお願いいたします。以上でございます。</p>
会長	<p>はい、ありがとうございます。本日の審議会は成立しているというご報告をいただきました。</p> <p>傍聴人の皆様におかれましては、傍聴要領をご遵守いただき、審議進行にご協力をお願いいたします。</p> <p>なお、本日の会議につきましては、おおむね2時間とさせていただきます、午後8時30分の閉会を目安とさせていただきます。時間の許す限り熱心なご討議をお願いしたいと存じます。</p> <p>早速、議事に入らせていただきます。</p> <p>前回の討議の最後に、今後のスケジュールの確認をさせていただきましたが、次回の22日には答申案について議論できるようにしたいと考えましたので、事務局さんにはこれまでの審議内容を分析していただき、答申の骨子となり得るようなまとめをお願いしておりました。お手元でございますこの資料ですね、これが一覧になっております。この資料をたたき台としまして、審議会としての意見をまとめていきたいと考えております。</p>
事務局	<p>それでは、事務局さんからご説明をお願いいたします。</p> <p>それでは、説明させていただきます。</p> <p>まず、この資料の右上半分のところがございます任意補助金（D区分）からなる補助のあり方、これにつきましては前回の審議会にて修正させていただいた部分の更新という形で上げさせていただいております。</p> <p>この中で、団体補助金の事業型の地域活動型補助金のところにつきましては、統合型補助金へ移行という形で一定のご結論をいただいているところでございます。その右二つ、非公募型補助金と公募型補助金についての議論がまだ一定結論に達していないというふうに理解しております。そこの部分について、まず左上のところ、公募制補助金と第三者評価への提言という形で、この部分につきましては、今後、市の方で21年度以降に市民参加条例の制定とセットで行うこととさせていただきたいという関係上、あえて提言という形で表現をさせていただきます。</p> <p>その下、交付基準と評価システムへの提言というふうにやらせていただいているんですが、ここにつきましては、事務局の方でいろいろまとめさせていた</p>

だしている中で、前回の答申と今回のご審議いただいている内容をちょっとひくくめて考える必要があるというふうに思いました。その中で、交付基準に当たるものと、それを運用していくシステム、この二つに分けてちょっと整理した方がわかりやすいのではないかとこのように考えました。それが、この下のなんです、まず、公益性ということにくくっております。ここで、特定非営利法人、特定非営利活動促進法第2条別表を基準とするという形で出させていただいているんですが、公益性の議論をするときにNPOに対する審議がこれまで出ておりましたので、何かこの公益性というものを担保できるような基準はないかということで、事務局の方として一つの案という形で出させていただいております。

ここで、公益性をくくっておりますのは、結局、すべての補助金が公益性というものでくくられて、まず一つ目のハードルとして、この公益性というのがあるのではないかとこのように審議の内容を考えましたので、まず、ここでフィルターを一つ公益性という形でとってはどうかということで、それを通過した内容につきまして、まず交付基準があり、運用システムがあると。この交付基準、運用システムのところで、斜線文字で下線の引いてある部分につきましては、これが審議会でもこれまでご議論いただいている内容になります。それ以外の分につきましては、前回の答申をここに反映させております。

まず、交付基準に行きまして、公平性と効果性、公共性という形で一応表現させていただいているんですが、この効果性につきましては実効性という言葉がいいのか、ちょっとどういった言葉がいいのかというのが、まだご結論いただけてないところではあるんですが、こういった形で一つカテゴリができるのかなと。

公共性のところにつきましても、これまでのご議論の中でどうなんだというところで、何か一つ言葉が要るのかなということで、こういった形でまとめさせていただいております。

下の特記事項についてですが、ここにつきましては、これが基準なのかシステムなのかということ、事務局として結論を案としても出せないという形でここに特記事項という中でまとめさせていただいております。

次に、運用システムについてですが、ここはPDCAサイクルの中で、それぞれの場面においてどういったことが考えられるかということで種類分けをさせていただきました。中に、補助金調書を公表することであるとか、ACTIONのところでも評価結果や見直し方針を反映することという形で書かせていただいておりますが、これにつきましては、そういう審議とか内容がこれまでもまだ出ておりませんが、これまでの審議内容を分析させていただいて、一つのサイクルの中で何か言うことがあるかなというふうに事務局で考えましたところ、これまでは公表しない補助金調書、これについての公表ということになるのかなということで入れさせていただきました。

以上です。

会長

はい、ありがとうございます。ただいまの資料説明について、何かわかりにくいとか、質問とかございませんか。はいどうぞ。

委員	<p>非公募型補助金と公募型補助金、このイメージがいま一つはっきりつかめない。</p>
会長	<p>地域活動型補助金が現在のコミュニティ、この間調査した、あれの補助金だというのは、これは全体了解ですね。そうすると、非公募型補助金と公募型補助金がわからない。公募型補助金は現在まだ存在してませんよね。今まだ存在していない。なので、地域活動型補助金を除く、現在既にある補助金ということになるのでしょうか。そう理解していいということのようです。</p> <p>だから、現行のコミュニティに出されている以外の補助金全部ということになりますね。よろしいでしょうか。</p> <p>ほか、何かございませんか。ないですか。</p>
委員	<p>この前、統合という言葉じゃなく、会長は融合という言葉でおっしゃいましたね。きょうは統合という言葉になっているんだけど、これは、何かあの雰囲気融合で行くのかなと思ったら、融合と統合の使い分けというのは、いや、融合がやわらかい感じもしますが、いつの間になぜ、やっぱり統合にこだわったんですかね。言葉としてどうなんですか。</p>
会長 事務局	<p>余り意味がない。</p> <p>ここにつきましては、単純に前回の資料をそのまま更新しただけになっておりますので、答申に入れるときにどれが融合なのか、統合なのかというのも、最終的には審議会の皆さんにご審議いただけたらと考えております。</p>
会長	<p>そうやね。</p> <p>他市でもこのごろいろんな雑誌で見たら、統合型補助金とか統合交付金とかよく使ってますけれども、むしろ川西的に融合補助金言うたらニュースになるかもしれません。最終段階でちょっと一遍決断しましょうか。打ち出し方の問題として。</p> <p>ほか、ございませんか。</p> <p>それでは、資料はご理解いただけているかなということで、順次、この方向について答申をつくっていくということになりますが、交付基準、運用システム、あるいは公募制補助金と第三者評価への提言、交付基準と評価システムへの提言等について、過不足がないかチェックしていただけたらと思います。</p> <p>それでは、これも順次、各委員から意見いただきましょうか。</p>
委員 委員	<p>いや、これ、全部読めてない。</p> <p>若干、さっきの疑問に戻るんですけども、左の下の囲みの中の公平性のところですね。多分、これ、税金でよく出てくる水平的公平をイメージしていいのかなと思って、最初の同じ条件の団体について、理由がない限りは補助対象から除外しないということ。ただ、同じ条件というのがよくわからないなというのが正直なところですよ。</p> <p>それから、委託に関することなんですけれども、ちょっと私わからないのは、100%今補助している補助金というのはあるんですか。全額補助している。</p>
会長 委員 会長	<p>事業費補助の場合はパーセンテージというのは存在しますよね。</p> <p>100%補助するのだったら、市が最初から全部するのがもっともというか。運営補助は100%とかそんなはないですわね。</p>

委員 事務局	<p>100%の補助は沿わないんじゃないかと思うんですけども。</p> <p>ここの100%補助をする必要があるということなんですが、これについては、前回の答申をそのままここに載せているということが実態でございまして、団体補助金（事業型）につきましても、ほぼ100%の補助というのはないかと思えます。ただ補助率何%とか3分の1とか、何分の1とかそういう形で出してないケースは確かにございます。例えば、委託型であるとか、そういった内容につきましても100%補助というの存在しているのが実態でございまして。</p>
会長 事務局	<p>直接の事例的にはあれだったですか。文化振興事業団だったですかね、これ。</p> <p>100%の事業費のことではなくて、委託型でありますと、例えばまつりの実行委員会、例えば花火大会であるとか、それ以外ですと、川西おもしろ能であるとか、そういったものについてはほぼ100%に近い補助をしております。</p>
会長	<p>もう1回限りでありませぬから、何遍もカウント回ってきますので、資料を熟読していただいて、お気づきの点はどんどん発言してください。</p>
委員	<p>交付基準で特記事項というのがちょっとこれ、このたて方が公平性、効果、中に溶け込ませられないんですか。特記事項にしたのがよくわからない。特記事項で言っているのは、何を言っているのか。社会的マイノリティ、この言葉としてはこれでいいんですね。独立言葉としてマイノリティ。</p>
会長 委員	<p>あります。</p> <p>設立期、成長期、安定期、これは何。</p>
委員	<p>基本的には全部事業補助金なんだけれども、例えば、市民活動団体の立ち上げを目的としたような支出のときには、そういった一定の期間その立ち上げ支援を行うことを、組織運営について補助を出すことを可能にするという話だったんです。</p>
委員	<p>設立期、成長期、安定期に分けられるのか、それがよくわからない。安定期においては。いや、我々としては、この会議に入ってる者はよくわかるんですけども、一般、これ初めて読んだ者にとっては。中ではよく理解できるんですけども。やっぱりちょっと考えて。</p>
委員 会長	<p>文章がそういうところがあるかもしれません。</p> <p>ちょっと書き方を考えてもらったらいいかもしれませぬね。</p>
委員	<p>僕がこれ言うことを翻訳してくれはったんかもしれませぬね。種まき期、芽生え期、若葉期、それで自立、成長やったかな、安定成長。何か4段階ぐらい分けたんですけども、自立できてからは、むしろパートナーシップの対象になってくるだろうと。参画協働のパートナーシップ事業なんかの取引相手になってこれるだろうということですが、永久にそこまでいけないという団体もあるだろうと。それは、特に上に関係するんですけど、少数者を対象とした公益事業なんかをやる場合、採算性なんか絶対とれない、そういうものをこれ意味して言うてくれているのかなと思うんですけどもね。</p>
委員 会長	<p>5年制ルールとの関係ですね。</p> <p>そうですね。</p>
委員	<p>5年ルール言うんですか。</p>

委員	これ、県の例で言うなら、県民広場が立ち上げ補助金くれますよね。5年間運営費くれるわけです。それから切られますからね。多分、それと同じようなことなんだろうなと思います。
会長	そうですね。県民交流広場事業の場合はもう5年間で自己運転できるように自立してくださいという、初めからのお願いなんですよね。
委員	言葉自体がちょっと役所の使う言葉はいつも難解だと思って、私自身が理解できないところが結構あるんですよ、こういうことが。それで、運用システムの中で、プランの中で、補助金調書を公表することとありますね。補助金調書といって、まあ、補助金がどのように使われたか。行政が交付団体からヒアリングして、何かまとめたものが補助金調書というのかなというふうに単純に理解していますが、そういう意味でいいのかどうか。
事務局	それから、補助金調書というのは、現在の補助金の交付に当たっても、こういう補助金調書というのは既に実施されているものなのか、あるいは新たに実施しようというものなのか、ちょっとそこらを当局、教えてください。
事務局	この補助金調書についてですが、今現時点での補助金調書といいますのは、第1回のときにお配りさせていただいたこちらのファイルで、ちょっとそれを公表することと入れさせていただいた理由は、予算編成の中で、そういったものを使っているという実情もございますが、前回の答申にもそういう過程を公表するよという内容がございました。今回の審議会の中でも、この資料が、じゃ、実際公表資料なのか、取扱い注意の資料なのかというご指摘がございました。そういった流れの中で、我々が考えたところ、公表すべきものなのかなということで入れさせていただいたこととして、実際にじゃあそうなったときに、実際に公表するとなったときにこれでいいのかどうかというような議論は、ちょっとそこまではまだ詰めて考えておりません。ですから、ご審議いただいて、結果的に一つの基準があって、それに合致するような形の調書といいますか、書類というのは必要となってくるんじゃないかということでございます。
委員	ちょっともう1回確認します。これ、最初にもらったこれが補助金調書ということでもいいんですか。
事務局	現行の補助金調書はこれです。
会長	ただ、この補助金調書の様式記録のまま公表するとなると、補助金現状についての所属長の考え方という評価がもう出てしまうから、これはちょっとこのまま出すと、傷つけるのと違うかなと、下手するとね。これはちょっと考えないといけませんね。
事務局	決算状況とか予算状況、補助交付団体の状況とかこのあたりはもう公開情報でいいと思うんですけども、補助金現状についての所属長の考え方は、ちょっとこれ削除した方がいいのと違うかな。
委員	ほか、どうぞ。
委員	第1回のときの補助金調書のところは、一部取扱い注意ということでいただいていますので、その公表にあたる場合は、今おっしゃられたような取扱い注意になっている部分をどうするかということは、やはりご検討された部分がい

いかもかもしれません。

恐らく補助金のあり方について、幾つか前提になっている共通認識みたいなものがあると思うので、ここには今書いてないんですけども、それは、恐らくこの後で出てくることになるのかなと思うんですけども、一つは、多分事業補助金が補助金の前提であるということになってきたんだと思うんですね。運営補助金というのは、ある意味例外的というか、団体補助金は基本的に事業補助金であるという前提で、それから、そのお金に関しては、そこで出されている補助金に関しては、市民が市民に対して、市民が行政に対してだけではなくて、市民が市民に対して説明責任を負うんだということが言えるのではないかと思います。なので、補助金調書もその意味では、市民に対してみずからの情報を公開する、団体がほかの市民に対してみずからの情報を公開するという様式になるのかなというふうに思います。

もう1点は、書かれていないことばかり申し上げて恐縮なんですけれども、もう一つは、この委員会の目的の中には、あるいは検討していた中では、補助金を市民にとっても使い勝手のいい仕組みにするという部分があったかと思うんです。その意味では、前回のアンケートで、最も多く出てきた部分、例えば書面や様式の簡明化であるとか、手続の煩雑さを行政の側の対応を変えるというようなところで、市民にとって使い勝手のいいものにするということが運用システムの中に少し入ってくるのかなと。特に、全体にかかわることになっていくので、ちょっとどこに配慮というふうに言いにくいんですけども、申請の機会や書面や様式の一元化であるとか簡略化であるとか、重複した類似の書類を出さなくても済むような仕組みというのが必要なのではないかなと思いました。

その意味は、こういう制度を考えると、基本的には精緻に細かくしていくことが多くて、それはそれで非常にいいことだと思うんですけども、例えば、助成をもらう事業ごとに別々の要綱が存在していると、やっぱり申請書類を書く方は大変だと思うんですよ。何らかの一般的な、一般要綱のようなものをつくって、基本的にはこれに準じますと、例外的なものについては、この補助金についてはこういうのがありますけれども、基本的にはこの要綱を見ていただければ、あるいは、記入のこのマニュアルを見てもらえれば、基本的な申請はそれでできるんですよというようなものがあつた方が、個別に定めるよりもいいかもしれないなと思いました。

ただ、一般要綱をつくって、その個別の事業に対する要綱がまた別にできて、結局、二重、屋上屋を重ねてしまったということになることもありますので、この部分はちょっと難しいんですけども、そういった補助金に対するアクセスの仕方が市民にとって簡明なものであって、なおかつ説明責任、十分条件としての説明責任を果たすものになるといいなと思っていますが、仕組み自体についてはもう少し、私の方も概念的なことではなくて、もう少し具体的に言わないといけないと思うんですが、方向性としては、その部分を指摘しておかないと、やっぱりあのアンケートは何だったんだろうということになってしまふと思いますので、あそこで出てきた一番強かった部分というのは、そのよ

	うに拾い上げておくことが必要なのではないかなというふうに思いました。
会長	すみません、ちょっと長くなりましたけれども。
委員	きょうに限っては時間がいっぱいありますので、長い方が。中身の報告で。それでは第2ラウンドに議論を深めたいと思いますが。
会長	言葉ですけど、公募制補助金と公募型、二つ。これ、前は、公募制、何か意味が、公募制でいいですね。
委員	左上とあってませんね。
会長	公募制補助金と公募型、今回は公募制と言ってますので、公募制でいいんですかね。
委員	どっちに統一しましょうか。
会長	多分、ほかのものがみんな型になってますから、その意味では型の方が。
委員	公募型で置いておきましょうか。
会長	いいんですかね。地域活動型補助金とか委託型、給付型といったものが型になっていきますので、タイプにした方がいいのかなと思うんですけども、いかがでしょうか。
委員	公募制、公募制と言っていたのは、今までの委員会の中で、他市の補助金。前回の答申も公募制と言っている。型の方がいいんですかね。
会長	どうでしょう。統一してしまった方がいいかなという単純な発想なんですけれども。すみません。
委員	言葉にこだわってすみません。
委員	いえいえ、すみませんでした。
会長	大事なところですよ。
委員	一般的には公募制なんですか。どちらも使える・・・。
委員	両方。
会長	両方使ってますよね。両方使ってますね。
委員	仕組みとして、例えば提案するときには公募制という言い方をしたりしますが。
委員	名前としては公募型なんですか。
委員	そうです。形として、Aタイプ、Bタイプ、Cタイプというふうな区分のイメージになると型ですかね。
委員	地域活動型、非公募型、それも型。
委員	地域活動制なんて言ったらピンとこないですからね。型の方が統一感としていいような。
会長	システムとタイプということ。英語で言うたら、公募システム。
委員	そうですね。ただ、その公募のシステムをつくるということ、公募の、類型で言うと型であるという。
会長	よろしいでしょうか。
	それでは、第2ラウンドのちょっと議論といいますか、分析に入っていきたいと思います。
	この考え方では、少し踏み込みをしているということなんです。といいますのは、21年度以降に制定する仮称市民参加条例とセットで公募型補助金は検

	<p>討を行うということを答申に盛り込みます。ですので、来年度以降ですね。これ新しくスタートするんですが、その公募型補助金については、当然に第三者評価で審査決定、評価するわけですね。ところが、地域活動型補助金（コミュニティ型補助金等）、非公募型補助金については、まだ第三者評価の対象にはなりません、すぐには。ストレートには。将来的に移行するのが望ましいというふうな書き方になっているんですね。</p> <p>最終的にはすべての団体、補助金について第三者評価を行うということですが、ここは何て言うのかな、弾力的に、いついつまでにとは決めていません。これは、行政内部の整理と、それから非公募型補助金の市による内部評価の進捗度、整理、それとタイアップしてやりましょうということです。ある意味では、この委員会として、枠をはめていついつまでにしなさいという、何というんですかね、強い勧告ではないわけですが、とは言いながら、最終的にはすべて第三者評価の対象になりますよという言い方なんです。このあたりについては大丈夫でしょうか。あえて蒸し返してるんですけど、私。</p>
委員	<p>それを目指していくんですかね。私としては、こういう一歩踏み出した方がいいような感じはするんですが、どうなんですか。現実の問題としてはありそうですね。条例がそれを目指しているから、中身としてはそうですね。ほかの先行市でもまだそこまで行ってないんですか。箕面とかいろいろお話出てましたけれども。</p>
会長	<p>どう言ったらいいんやろ。寝屋川の場合、どうでしたかね。全部対象にはなっていないですよ。</p>
委員 会長	<p>第三者評価ですか。全部ではないと思います。公募補助金の部分だと。公募補助金は全部第三者評価ですが、原則的に既存の補助金については廃止していくという、原則廃止していくという政策の流れは決定されていて、そこで、生まれてくる資金を公募補助金、どんどん振りかえていきたいと思いますという流れになっていたんですね。だから、第三者評価があるのが普通なんですよという流れをつくらうとしているんですけども、現実には、その公募型補助金に流れてくるはずの補助金自体が財政圧迫で減り続けているという、約束が違わないかということが起こってます。</p>
委員	<p>最終的にはみんな公募型補助金になるんだから、原理的にはみんな第三者評価を受けるというつくりになっているんですが、ただ、そこまで至っていないという部分だと思うんです。ただ、それにこだわらず、第三者評価という、ちょっと大きくなってしまおうかと思うんですけども、ひょっとしたら、先ほど申し上げたような市民が市民に対して説明責任があるということ、第三者評価という言い方で評価すると。行政が評価するというのではなくて、市民の目線が入ったグループで評価するというのが基本の方針なんだということ言えば、例えば公募補助金の第三者評価と統合型補助金、地域活動型補助金の第三者評価のスキームが多少違うことはあり得るかというふうには思うんです。</p>
会長	<p>そうですね。だから、ちょっと議論精密になってきましたね。このシフトについて、将来方向。委員が今おっしゃっているのは、地域活動型補助金が統</p>

	<p>合型補助金に移行する、そして第三者評価も受けますよという第三者評価と、非公募型補助金の市による内部評価の段階から、いずれ第三者評価を受ける方に移るべきなんですよという第三者評価と、公募型補助金の第三者評価と、それぞれやっぱり評価の仕方は変えていかないといけないのと違うかと。同じ評価システムでやると、ちょっとまずいのではないかということですね。</p> <p>例えば、地域活動型補助金について第三者評価やって、この補助金全然効果出てないから、来年度から廃止したらどうですかとか、Aの小学校区についてはやめてまえと、Bは頑張っているから出してあげたら、それはちょっと何か制度の公平性とか統一性から言うと、少し問題ありますよね。</p> <p>恐らく公募型補助金は個別の事業に対して、この年度とか2年度とか3年度とかというような申請の仕方になると思うので、それは、ある意味では、毎年チェックしなければいけないかなというふうに思うんですね。例えば、1年しか出してないのに、評価が3年に一度というのはあり得ないと思うので、ただ、地域活動型補助金に関しては、恐らく一定程度継続的な部分があるのかなというふうに思います。そうすると、そこの継続的に活動している団体の資質なり、活動が公益にかなっているものかどうかということを検証するのは、恐らくそんなに毎年毎年あの厳しいヒアリングをしなくてもいいんじゃないかなというふうに思うんですね。</p> <p>ただ、基本的には評価はしますと。事業型補助金に関しては評価はしますと。その評価の手法については、行政の内部で逆に物すごく精緻に、でも、何かいろいろざっぱつというのは難しいなみたいな部分もあるんじゃないかと思うんですが、市民が市民に対して評価するという形をとるような第三者評価でその評価はやりますと。ただ、その手法については少し検討の余地があるので、評価の内容も含めて検討されることを検討すると。恐らく公募型補助金のやり方を見て、じゃ、こういうやり方でいくのかというようなことが検討されることになるのではないかなと思うんですが、それが、だから、もう少し時間をおきますということですね。</p>
委員	<p>そうですね。だから、それぞれのこの団体補助金（事業型）の中の3区分の型のそれに対応した評価基準がまた別々に、何というか、バリエーションタイプとして必要だろうということですよ。</p> <p>それから、毎年度毎年度と、あるいは事業ごとにとということにはならないで、3から5年、短い場合でも2年から3年程度かなというチェックを受けるということでしょうか。</p>
会長	<p>関連してですが、福祉デザインひろば補助金というのは、一応、それぞれの地域の有識者が集まってこれをやろうじゃないかと決定して、それを市の方が全部見た上で、それでは、これはひっくり返すというふうにしますと、そのほかのどこそこの事業については、それぞれの地域でやりましょうと。それは3年ごとに評価される。自己評価ですよ。項目がだ一つと上がってきて、1年目できた、2年目できなかったかどうか、そういう認識ですね。表があるんですね。だから、福祉デザインの評価っていうのは地域活動型補助金なんですけど、だから、自己評価がかなり綿密にやられると。これについて、よそから</p>

	<p>来て、あんたどこ、どうやっているなあ、ちょっとせんがちやないかという感じがしますね。</p> <p>福祉デザインひろばというのは、川西らしいネーミングで、ちょっとわかりにくいんですけども、要するにほかの市外の人にわかりやすく言えば、地域福祉計画なんですよね。だから、福祉計画だから、全体を見てやっているわけで、それには、当然、地域の人が知恵を出し合って、これやろうじゃないか、あれやろうじゃないか。それで、一応、そうやって計画したけれども、例えば、障害者のふれあいについてはやれてないと。まだやれてないと。だから、次の5カ年計画のときにそれを実行しよう。そういう会議も持っているわけですね。だから、ちょっと第三者評価がこの上にぽんと乗っかかるとすれば、かなり余計な手続じゃないかなと思います。</p>
会長	それはあれですね、地域活動型補助金のお話ですよ。そうすると、これは各学校ごとのコミュニティ型補助金の使われ方の適否について審査するなんていう性格のものではなくて、使い勝手がいいとか、実際にどういう運用のされ方が一番効果的とか、そういう事後検証でしょうね。評価というより。
委員	余り複雑な書類を、それでも皆書いてくれますけどね。ちょっとでも楽なような書き方はないだろうかというのを考えていったらいいんじゃないかと。ただ、ちょっと第三者評価機関というのは何人か集まるわけですよ。10人ぐらいは集めるんですよ。それが、地域の事情も知らないのに、あんた、これ、あかんぞと言う。それはできないだろうと。だから、公募型というのは、僕は公募型補助金というのは、具体的にどうなるかわからないけど、市がこういったことをやりたい、だれか乗っかかってきませんかという、そういうものじゃないんですか。違うの。
会長	二通りありまして、これ、前回もちらつと言うたんですけども、豊中とかのケースでは、市民から自由に提案してくださいと。総予算、例えば500万なら500万、その中で何件かでも出てきて、採択されればその予算の範囲内で助成しましょうと。これ、市民の自由形公募提案というやつですね。
委員	本来やりたいことを申し出るわけですね。
会長	もう一つのタイプがありまして、行政が総合計画等にのっとった事業を展開したいんだけど、市民と手を結びたいとか、市民にゆだねたいとか、こういうテーマなんだ、何かいい方法はないかと言ってボンとテーマ型で、市民側に投げかけるという案もあります。この二つがある。
委員	そういうのは正しく第三者を受け入れると。だから、地域活動型補助金と一緒にされたら困ると。
会長	そうすると、この矢印がボンとこっちの方に、右に一本化されているのがちょこっとコミュニティ型に関しては要らんという方向になりますかね。
委員	ただ、その評価をどうつくるか。評価の仕組みをどうつくるかということなのかと伺いながら思っていたんですけども、多分、そういった自己点検するようなものがあるものに関しては、多分、その自己点検をベースにヒアリングするぐらいなんじゃないかなと思うんですよ。
委員	それを自己点検するときは市が入ってそれを見てますよ。

会長	それはあれですね、補助金の完了報告書みたいなものを普通出すんですよね。単発にね。それを補助金担当部局がそれをいただいてチェックしはるんですよね。その時点で、だから、自己点検したものを報告しているわけですよね。
委員	一応、5カ年計画立てないかん。それは、綿密に項目ごとに年度中に書いておるわけです。
委員	<p>基本的にはといたしますか、評価の仕方として、例えば、出てきたアウトプットを物すごく精緻に評価するみたいなやつは、それは私も少し負担が大きな部分があるというふうに思っています、ただ、なぜならば、申請するときこういうことをやりますというふうに申請されて、それにお金が下りてくるというのが構造になっているわけですよね。そしたら、じゃ、こういうことをやりますと申請しましたというのが適切に支出されていけば、それはそれでもういいはずなんですよね。本当は。</p> <p>それで、ただ、この間、別のところにもやっぱりあったんですが、一部例えば目的外利用があったとか、例えば、一部これで10万円使うつもりだったんだけど、経費節減に励んだら8万円でもよかったと。前はそれを例えば基金にできないかという話もあったかと思うんですけども、そういうような部分があったときに、これはどうしたんですかというふうに聞く機会というのはあっても、それは別にその地域の実情がわからないところに土足で踏み込むというようなことではないんじゃないかなというふうに思うんですよね。</p> <p>あなたの使い方がおかしいというようなことにはならないんじゃないか、ならないというか、なったら困るんですけども、なるような支出だったら困るんですけども、基本的には申請したものが適切に支出されていけば、それで基本的にはよくて、しかし、例えば積み上げ、何か変動があったときにはその部分はどうしたんですかというようなことを聞くというのは、何というんですかね、ほかの団体、そのお金がどう使われているかということに関して、地域の実情を踏まえないということではないと思うんですけども。</p>
委員	余り地域の事情を知らない人が、僕もよく知っている地域のことをどうやって評価するのか。
委員	多分その事業そのものにAとかBとかCとか、何というんですか、そういう査定のようなものがつくというふうには余り思えないんです。
委員	これはね、評価でも、A、B、C、Dランクもあったかな。そういうランクづけをする。これはできてない、これはできている。これは全くだめで、ほかの理由があるとか、そういうような項目もちゃんとつける欄があるんです。
会長	そんなんがあるんですか。
委員	そしたら、自分の地域の事情についてよく知っている者が評価するんやから、これはあかんなど、かなり厳しい自己評価になってますよ。
委員	自己評価そのものが不正に行われているだろうというふうな前提に立つことはもちろん考えていない、もちろん考えられないですけども、ただ、それを何と言ったらいいんでしょうね、その自己評価された部分が、やっぱりいろんな団体さんがある中で、全部自己評価で、自己評価したからそれでオーケーですということにはならないんじゃないかなと思うんですが。

委員	それは、市の担当部局に上げられるんですね。そこで上げられて、何か問題があるときは話し合いが行われるわけです。
委員	すみません。私だけなのかもしれないんですけども、やっぱり行政というだけではなくて、市民に対して説明責任があるのかなど。
会長	<p>ちょっと割って入るみたいで失礼ですが、論理的に整理しますと、委員さんがおっしゃっているのは、地方自治法上で言うと、市長の検査請求権というか、検査権があるんですね。補助金執行した団体とか出資した団体とか、その検査権のあれですね、実行なんですよ。自己評価出しなさい、適正かどうかの説明してくださいというのは市長に対する説明責任なんですよ。</p> <p>それで、今、委員がおっしゃっているのは、それですべて責任が完了したというのはちょっと変で、その文書が公開文書になっており、市民的に評価にさらされているという建前が本当にちゃんと実行されるんだったら、かなりこの話は楽になるんですよ。そこで市民評価を得たらいいわけやから。それ以上にもう少しきちっと市民に対する、市民から市民への説明責任というのを果たすという責任は、まだそれで免責されはしないのではないだろうかという言い方だと思うんですね。だけど、団体側にしてみたら、何遍も説明する手間いうたら、すごいコストやんかと。おまけに地域の実情もわからん第三者が、よそから乗り込んで来て言いたいことを言うなんていうのは耐えらへんぞという、そういうあれですよ。つまり手続コストとかストレスコストのことをおっしゃっているわけで。</p>
委員	まあ、感情論のことは置いときます。
会長	いやいや、感情はわかりますよ。本当に、それ大事なことですからね。そういう面は非常に大事なんで、決して軽んじてません。
委員	今、委員の言われた、市民の評価、市民の目が届くかどうかという、これは、そこまで言っとるかなと思う、そこまではわからんですわ。市まで上げて、市の目は通って、批判を受けていると。だけど、それが市民の目の届くところに置かれたことがあるかどうか、これは、そこまでとらえてないですから。
会長	ちょっと心配なさらないでいいと僕は思っているんです。というのは、統合型補助金に移行しようが、現行であろうが、使われ方というのはかなりルーチン化しているし、ルール化されてきていると思うんですよ。様式もかなりばっちり整備されていると思いますね。だから、使われ方に疑義があるとか、これは、こんなものに使ったらあきませんかななんて話は、この委員会に回ってくる前に大体行政の方でスクリーニングされてしまうと思うんです。それよりも、この補助金が使われ方が有効か、こういうふうにしたらもっと有効にならないとか、場合によったら少な過ぎないとか、そんなことの見解になってくると違うやろか。第三者評価。
委員	市民参加条例との関係も出てくると思うんですけども、これを進めていく、やっぱり行政側がチェックするだけじゃなしに、助言能力というのですかね、引き出すという、今まで行政というのは、出てくるものに対してチェックすることに非常に熱心、僕も元公務員として、むしろ逆にそれを引き出すという助言能力、何と言ったらいいんですかね、それが前提になれば、条例との関係

	<p>があると思うんですけれども、生き生きとしたものになってこないような感じが、川西の場合は、かなり市民が熟度してますから、そんな職員の助言能力必要ない団体もあるんかと思えますけれども、やっぱり助言能力、どうなんですか、助言能力というものをここでうたうことはないと思いますが、かなりそれは市全体が、チェックだけでなしに。</p>
委員	<p>今おっしゃられた根本的な部分、市がどうかかわり方をするかという根本的な部分かなというふうに思うんですが。</p>
委員	<p>もちろんやっぱり運用システムの例でも、行政が十分に指導することと、すぐにこういう表現になるんですね。指導、むしろ参加型になってくると、助言とか引き出すとか、だから、従前の行政の指導というのとちょっと違う、市の応援スタイルというのですか、そうしないと公募型補助金は出てこないんじゃないかという。出てこないことはないと思いますが、ある先発団体で減ってきたというお話も承ったんですけれども。</p>
委員	<p>すみません。ちょっとお話戻ってしまうかもしれないんですが、評価のところ、今、委員のお話を聞きながら、なるほどな、難しいなと思っていたのは、例えば、今既にきっちりした自己評価をされているようなところで、それにさらに、別にそれとはまた別枠で評価をとというようなことは、やっぱり過剰であると思うんですね。</p> <p>今おっしゃられた指導、どうしても、何というんですか、制度改革というふうになると、どうしても精緻に細かく出す書類をいっぱい増やそうみたいな話になってしまうんですけれども、そのことの負担というのがあるなというふうに思っていて、もう今、委員がおっしゃられたような自己評価の仕組みがあるような部分というのは、それをむしろ公開して、例えば、ご自身でつけている中でDとかEとかが多いような部分に関しては、なぜそれがそうになってしまうのか。それは市の方の補助金のスキームの問題なのか、それとも運営している側の問題なのかみたいなことを検証するような機会として、ヒアリングか何かを設定するようなこともあり得るというふうに思ったりするんです。</p>
委員	<p>多分、その自己評価がない補助金、地域活動型補助金というものもあるのかなと思う。それは、そういうことでもないんですか。</p>
委員	<p>コミュニティ補助金というのはそこまで徹底してない。</p>
委員	<p>ですよ。例えば、それが一致してないところで、それですと、例えば自己評価でいくのであれば、類似の、あるいはもう少し簡略になるような評価のスキームをそれに公平に当てるとすると、そうすると、それを基本的には見て適正に支出されているかで、うまく動いていないような部分があるようだったら、そのいろいろ語る機会にするとか、そういう制度設計の仕方はいろいろあるんじゃないかなと思うんです。</p>
	<p>恐らく何で自己評価を精緻にやらないといけないかという、多分、行政の側では、やっぱりあなたのランクはこうですよと言えないからだと思うんですよ。それこそ地域の実情の、地域のリアルのところ、頑張っておられる団体さんに対して、それはやっぱりまさに指導みたいな感じで、上から目線でがっつと、これはあなたのやっていることはこうですよというふうにはやはりとても</p>

	<p>言えないと思いますし、第三者評価であっても、基本的にはその地域でされていることを見ていただきながら、あるいは見せることで、相互に刺激をしながら検証する、市の出し方も含めた検証をするような機会というのはあり得るんじゃないかなと思うのが1点です。</p>
委員	<p>ここへ来る前にそれを読んでおったんですけども、持ってくるのを忘れたから。サンプルがちょっとお見せできないけど。全く皆で回して見てもらって全然差し支えない。</p>
委員	<p>逆に、そういう自己評価のお互いの、例えば違う地域の評価のシートとかを、それも評価するという言い方をすると、どうしても上から目線になってしまうんですけども、お互いに見るみたいなの。</p>
委員	<p>そういった地域が全部集まって会議を開くんですよ。私どもの方ではこういったことができてないとか。</p>
委員	<p>すごくいいことですよ。</p>
委員	<p>それは市の方も当然出席して聞いている。その項目をつくる際に、市の方でこれは必須ですよと、ずっと必須の項目も上げておるわけです。だから、それはのけられない。そのほかにプラスアルファとして地域独自のものを乗せていくと。</p>
委員	<p>むしろ今おっしゃられている全体で集まって、そのこうであるというふうにお話しされる機会って、割と、何というんですか、例えばその中に、その事業に直接かかわっているわけではないけれども、関心のある市民さんが来られるとか、学識経験者が入るとか、そういうようなイメージだと。</p>
委員	<p>今のところは入ってないですけど、入れようと思ったら入れられる。</p>
委員	<p>まさにそれが第三者評価のイメージみたいなものなのかなという部分もあるんです。</p>
委員	<p>この第三者評価は、これ、最終的にすべての団体補助金について行うというのが、これは物すごく膨大な、無視できるのと。物理的にそれは不可能やないのという感じがしたわけです。だから、これは、地域のことは我々でやることになっているから、それだけ負担は軽くなるでしょうと。だから、僕としては実際に近づいておると。</p>
委員	<p>毎年、毎年するんだとすると、本当に大変だろうと思いますし、また。</p>
会長	<p>これは3年から5年。</p>
委員	<p>5年計画で3年評価です。</p>
会長	<p>だから、公募型補助金はその都度やらないといけませんけど、非公募型とか、地域活動型については毎年じゃないです。3年ないし5年に一遍のターミナルで。</p>
委員	<p>これ、ちょっとよろしいですか。委員は地元の方で、いろいろコミュニティにもかかわってますから、その立場で委員のご意見を聞くと、さもありなんという感じがしてきます。各種団体補助金の交付団体がたくさんあって、市役所の職員でも一つ一つきちっと精査できているかといったら、ちょっとでもその活動をのぞきに行ったことがある団体幾つあるかといったら、非常に数少ないと思いますね。</p>

その中で、委員は、それぞれの団体が自己評価をしっかりとやっているということをおっしゃったと思いますけれども、要するに流れとしては第三者機関に、私自身が考えておるのは、自己評価だけではやっぱり公平性というか、やっぱり第三者の視点が抜けるであろうと。それで、この流れとしては、コミュニティ地域活動にしても、非公募型にしても、公募型にしても、いずれにしても第三者評価を強めようと。それに委ねようという流れに資料として理解できますけれども、先ほどいろいろご意見、他の委員の発言は、行政が助言するだけではなくて、引き出すということもおっしゃいましたけれども、要するに、これは第三者機関に公募型以外も委ねようということですから、行政のコミットメントを少なくしようと。行政の介入する度合いを少なくしようということで、行政の力を下回るんじゃないかと。

それで、第三者機関が考えれば考えるほど、納税者としての市民、補助金受領者としての市民、その補助金を受ける団体がたくさんあって、どの補助金の団体を選ぶかと、これも大変なことですし、納税者としての市民をだれを一人選ぶか、学識経験者とかは市外から来るでしょう。行政はやっぱりこれ川西市役所の人が入らざるを得ないですね。こんなあれで、要するに第三者機関といえば非常に聞こえはいいんですけれども、先ほど委員が言われたように、地元の実情をどれほど把握できて、いろいろ調査ができるかという、公平な判断ができるかという点では非常に難しいし、部外者、市外者であればあるほどいろいろ意見は言いやすいけれども、実態把握から離れるんじゃないかと。

そういう意味では、皆さんのおっしゃるとおり、委員の地元の住民としての理論はわかりますし、それぞれの各種団体から意見を聞いたときに、またいろんな、どこまで地元の実態をつかめるんだという声がある中で、役所は、先ほどからも話が出ているように余り指示、命令はしたくないという、関与の度を薄めて第三者機関に委ねたい。それで第三者機関というのはどういうものかというのは、一応名目上、形の上では私の頭にのぼってきますけれども、ここに問題を入れ込めば入れ込むほど、実態の現状把握からはまた離れていくのではないかと。

ですから、これは第三者機関の判断ですからこう決まったんですというその結論の出し方は非常に簡単でありますけれども、ちょっと頭の中で、実態をしっかりつかめるのかなどうかなと思って、ちょっとそういう疑問がわいてきています。

会長

ちょっと整理させていただきます。非公募型補助金にせよ、地域活動型補助金にせよ、これはまだ第三者評価に入っていく年次は明示していないんですね。ですので、将来的にはどういう評価指針を望むべきなのか、委員構成も含めてここでご提起があっても、私はいいいと思っています。

第三者機関、第三者機関言いますけれども、第三者機関というのは一個だけとは考えなくていいと思いますね。例えば、公募型補助金審査委員会と、それから地域活動型補助金のいわゆる助言、アドバイス委員会みたいな第三者機関があってもいいだろうし、非公募型補助金については厳しく存続、あるいは廃止等についての判定委員会というのがあるかもしれない。それぞれの機能に応じ

	<p>た第三者委員会であるべきではないだろうかというぐらいの弾力性は担保していいのと違いますか。</p> <p>そうしますと、地域活動型補助金における第三者委員会は、いい意味での助言も差し上げられる、あるいは応援演説もできるという使い方について、そういう機能を入れようとするならば、例えば学経なんかはいいとしても、行政は当然入らないといけない。納税者市民も入らないといけないけれども、補助金受領者としての市民については地域活動型補助金をもらっている団体からだれか代表で出てもらうと。当事者らに参加してもらうと、そういう原則を立てたらどうでしょうか。当事者排除をする必要はないと思うんですよ。もらっている人たち、使っている人たちのやっぱり意見というものを入れても構わない。それだけでも大きな不安と無用の誤解を避ける原則になるのと違いますかね。</p> <p>僕は全く別の、地域とぼっさり関係のない人が入るのかと。</p> <p>それは違います。寝屋川、また寝屋川、前に寝屋川におったからね、委員会で。寝屋川の場合は、全部の委員6人中4人ぐらいまでが地元市民で、しかもそのうち3人ぐらいは地元の自治会、町内会とか、それから市民公益活動団体の代表とかが出てました。だから、仲間うちのことをちゃんと知っているわけですよ。知った上で審査するんです。そういう意味では、我々第三者よりも容赦のない質問しましたよ、逆にね。</p>
委員 会長	<p>いや、この第三者と聞いた途端に赤の他人という感じがします。その中に自分らも入るんですと。だから、第三者というと、いかにも当事者抜きというような感じでしょ。</p>
委員	<p>い、この第三者と聞いた途端に赤の他人という感じがします。その中に自分らも入るんですと。だから、第三者というと、いかにも当事者抜きというような感じでしょ。</p>
会長	<p>だから、第三者という言葉がいかんのかな。</p>
委員	<p>第三者となったら、そうなりますよ。</p>
委員	<p>だけど、補助金受領者としての市民というのも一応公募型補助金の中には書いていることは書いていますね。</p>
会長	<p>外部評価委員会と言うたらいいんかな。また、余計に当事者性が飛んでしまうか。</p>
委員	<p>最近、市民評価という言い方をしたりすることもあります。</p>
会長	<p>市民評価委員会。その方がいいですね。</p>
委員	<p>さわりがよろしいな。</p>
委員	<p>言葉は。</p>
委員	<p>第三者は誤解を生みやすい。だから、僕はさっきから言うておるんです。</p>
委員	<p>そうですね。余り日本語で、それは、君、第三者的発言じゃないかというような、当事者同士で話しとって、余り余計なことをしゃべったら、君、第三者的発言はやめなさいとか言いますね。余りいいイメージじゃないですね。</p>
委員	<p>やっぱりもう一つ難しいなと思ったのは、どれだけの負荷で済むようにするかというような分だと思っただけなんです。第三者評価、客観評価といいますか、それになって、文書がどんどんふえていくようなのだと、ちょっとそれはよくないなと思っていて、いずれにしても、何らかの形で評価はされると。これまでは市側、行政側に対してこういうふうに使ってきましたと。行政側も行政評価というのが物すごく精緻になる流れがあって、その中でどんどんやっぱり物す</p>

	<p>ごく精緻に書かないといけないようになってきたというのもあって、本当はまさに交付されるときにもうこういうことをやるよということは言うてあるわけだから、それが、スムーズに進んだか、スムーズじゃなかったか、そしたら、それにどうしたらいいかぐらいのことがあると、本当はそれでいいはずなんですよね。</p> <p>その評価という言葉自体も、言葉の問題になると評価という言葉自体も多分すごく警戒を呼ぶような言葉だとは思うので、実質にどれぐらい、説明しなければいけないことは説明するけれども、過度の負担を緩和するというような部分の仕組みにするかということが課題なんだなと。あと言葉ですね。やっぱり第三者というと、本当に全然関係ない人というイメージがするというのは、確かに私もそれはそうだと思います。</p>
委員	第三者機関か。
委員	先ほど言ったような当事者も入れるんだということであれば、交付の方は楽なんです。
会長	ここに書いてある、左上の箱に書いてある学経、行政、納税者としての市民、補助金受領者としての市民というのはそういう意味なんですよ。だから、当然、当事者市民は入らないとだめですよ。これは。
委員	補助金というのは、やっぱり交付額の大きいところとか、関係人数の大きな団体がどうしても入りますよね。だから、団体の大きいところの意見は反映されても、小さな団体の声は、やっぱり規模の大きいところを選びますよね。補助金受領者代表二、三人というと。大が小を飲み込むとって、小の声が通らないとか、そういうことも気をつけなければいけませんね。
会長	だから、これ、たったの4人だけじゃないんですよ、実際は。
委員	市民の側にも物を言うし、行政の側にも物を言うような組織ということですね。
委員	それで、自分の団体の補助額を削ってくださいとか、削ってもよろしいですよというような意見が出ますか、積極的に。私のところは一応無傷にしておいて、ちょっと周りのを何とかしたらどうですかとか、やっぱり自分のところは逆に自分のところの団体の代表で、それが会長であっても出ていって、私のところ削ってくださいと言ったら、もうあとの自分のグループから総スカン食いますよ、これ。
会長	それはね、兵庫県内の、例えばパワーアップ事業補助金の場合でも、ご自分が関係している、役員とか会員として関係している場合は退席してくださいと。
委員	それはそうですね。
会長	審査資格を失います、その瞬間。その審査が終わってから、また入ってきてくださいと。それはどこでもそうですね。それは、一般ルールとしてあります。ただ、補助金受領者側団体はやっぱりもらっておられる団体に対しては好意的で、温かく、しかもなおかつこういうことをしてはりますかなという説得はしておりますよね。
委員	だから、書くときに第三者評価委員会一つだけでないということをね。どうしても透明性を確保するために、やっぱり関係ない人たちの目も必要だと思います。

<p>会長 委員</p>	<p>うんです。 それが、だから、バリエーションを考えていただくということね。 そこらの表現は気をつけないと、必ずしも複数の審議会をつくるとかいう感じじゃなくて、複数もあり得るみたいな含みのある表現をもたせておくべきじゃないかと。</p>
<p>会長 委員</p>	<p>これは、あしたすぐというわけではないわけで、そういう含みを持たせて。審議会とか多ければ多いほど波長が乱れるようなケースも当然ながら出てくるので。</p>
<p>会長</p>	<p>ただ、公募型補助金については、これは明確にやっぱり公益性とか事業内容審査とか実現性とかをきちっと事前に評価しなければならないので、非公募型補助金とか地域活動型補助金というのは事後なんですよね、全部。公募型補助金は事前と事後と両方やらないといけないので、これについては、本当に一番最初につくらないといけない可能性が高い。非公募型補助金の市による内部評価については、これも今、使っている言葉の第三者評価委員会との関係で言いますと、市がおやりになられた内部評価は妥当なのかどうなのか。このままでいいのかどうかということ、もう一遍再審査というか、評価し直すということになると思うんですね。これは、市による内部評価の非公募型補助金の方は、どっちかという、行政改革委員会みたいな仕事になりますわな。ちょっとずつ、仕事が、だから違いますね。</p>
<p>委員</p>	<p>だから、市民の企画を公募して補助金出すわけですから、やっぱり行政側も大変なんですよね。</p>
<p>会長</p>	<p>そうです。大変です。</p>
<p>委員</p>	<p>まあ言うたら、出てきたものに対してチェックする視点だけではだめなんですよね。だから、市民にはどんどん提案してもらわないといけないし、それは行政がちゃんとうまく、助言という言葉は誤解を招きますけれども。</p>
<p>会長</p>	<p>最近の言葉でいうファシリテートということになる、エデュケートとか、引っ張り出すとか。</p>
<p>委員</p>	<p>引っ張り出す。市役所の仕事全体が、やっぱり市民の活力引っ張り出すことでしょうから、そういうふうになっているんです。</p>
<p>会長</p>	<p>エデュケートというたら、何か教育みたいにとりはりますけれども、そうではなくて引っ張り出すという意味ですからね。可能性を。エデュケーターという言葉がありますからね、ティーチャーでなくて。</p>
<p>委員</p>	<p>エデュケーター、引っ張り出す補助金をね。</p>
<p>会長</p>	<p>引っ張り出す、能力をね。</p>
<p>委員</p>	<p>恐らく地域活動型補助金の方は、透明性を確保するということから、例えばやり方なり、その部分なり、またそれを評価委員会という言い方にするのか、そういう別の部分を置くのかということも含めて検討する時間が要るんじゃないかというふうに思います。 多分、その前にいろんな出ている地域活動補助金の評価の、評価というか、その透明性の確保の水準をそろえるというか、この補助金は物すごく大変な説明責任を果たさなければいけないんだけど、こっちはそうでもないみたい</p>

	<p>なところを少し整理する、全体のスキームを整理する。それによって過重な評価負担を防ぐというところをあわせて考えていく必要があるのかというふう に、今伺っていて思いました。</p>
<p>会長</p>	<p>委員がおっしゃっている趣旨は、やっぱり面あわせというのは大事なんで、公募型補助金がスタートしたときに、いろいろ提案しているんな企画書も書いたけど、審査会の委員さんに物すごく厳しく隅々まで質問されて、本当に冷や冷やどきどきしながらようやくもらったと。事業をやったらやったでまた報告会せえと言われると。書類も全部公開文書やと。プレゼンテーションもしんどかったし、発表会、報告会もしんどかった。よう考えてみたら、これだけ評価、評価、評価やられていて、あの非公募型補助金のところ何の評価も受けてないのはどういうことやねん、何で私らこんなしんどい目せなあかんねんという、市民からの反発が出てくる可能性があるじゃないですか。その辺のやっぱり公平性を担保するぐらいのレベルあわせをしないといけないのと違うかという趣旨ですわ。</p>
<p>委員</p>	<p>やっぱりその評価って、精緻になり過ぎる嫌いがあって、もうちょっと弾力性は弱いかと思うんですね。すみません、それは問題提起のことで述べさせていただきます。</p>
<p>会長</p>	<p>いずれにせよ、市民が市民に対して説明責任を負うんだという趣旨はどこかに書いていただけますか。どうも役所に対して説明責任を果たしているというみたいな意識になりがちなんですけれども、そうじゃなくて、納税者市民に対して受領者市民団体が説明するんだという、そういう趣旨の制度設計なんだよと。だから、当事者も重視しますよというようなことは入れておいた方がいいというのはきょうの結論ですね、今の。</p>
<p>委員</p>	<p>そのほか、お気づきの点、ございませんか。</p> <p>これは、私が理解できないところがあるんですが、公募型というのは、申請して許可するわけですね。そのほかの補助金は、補助金は5年継続して、さらに継続するかどうかというときに審査されるんですか。評価して、目的もいいし、効果もあつたということでしたら、また、5年間延長しましょうと、そのときの評価なんですか。途中の評価は監査評価、会計監査だけのようですけども、いつされるかということで、もし、5年で全部補助金さらにすると、5年後に審査が集中してえらいことになるんやけど。</p>
<p>会長 委員</p>	<p>そうですね。</p> <p>余り頻繁に評価するのも、確かに今言われたように申請する側の負担が物すごく増えて、申請しなくなってしまうんじゃないかと思ってよろしくないもので、ちゃんと評価することが前提ですけど、余り詳しい、頻繁なのはどうかと思う。いつ評価されるかという気になりました。</p>
<p>会長</p>	<p>ちょっとこれ、きちっと整理しましょうか。確認しましょう。</p> <p>このまま読めば、補助金支出の継続期間は5年とする。ただし、事業目的、効果を検証した結果、必要とする場合はさらにその期間を延長させることができるものとするというのは、公募型補助金の話ではなく、この補助金全部にかかってますよね。さらにその下に、第三者評価を実施すること、補助金交付団</p>

	<p>体に対して定期的3～5年に1回の会計検査を実施すること。この二つがどうあんなんという、そうやね。</p> <p>非公募型補助金とか、地域活動型補助金についても継続期間5年という原則は想定している話でしたかね。</p>
委員	<p>多分まざっている。</p>
会長	<p>まざっているね。公募型補助金は、これは初めからサンセットで事業補助金だよということは確認できてますよね。</p>
委員	<p>恐らく公募型補助金の第三者評価と破線になっている部分を左枠では書いていただいたんだと思うんですけども、統合型補助金に移行するというニュアンスも含めて書いていただいている部分があると思うので、分けた方がいいかもしれませんね。公募型補助金の制度設計の話と、評価手法としての客観評価のお話を一緒に書いていただいているので。</p>
会長	<p>そうですね。この斜体の方が、今回のこの委員会の意見なんですよ。斜体でない方は前の委員会の意見なんですよ。それが二つ今バッティングしてきているんですよ。</p> <p>そうですね。今、委員がおっしゃったように、そうすると非公募型補助金も5年を経過した段階で、補助金、定期的な会計検査これをして、そして審査会に送るか何かして意見をもらって、継続かやめるかということをやらないといけないことになりますね。</p>
委員	<p>補助金すべて原則まずこの辺ですと。したがって、5年経過後に事業の目的、効果を検証して補助金の見直しを行って、継続して必要かどうかとチェックして必要があれば延長していくということやから、全部にかかってくるんじゃないですか。</p>
会長	<p>そうですね。</p>
委員	<p>現在もそうなっているんでしょ。だから、15年以前の助成金はことしの19年度予算で全部チェックされとるわけですね。5年ルールが。ことしの予算全部、5年前のは全部チェックかかっているわけですね。5年ルールが。</p>
事務局	<p>21年度予算から。</p>
委員	<p>20年度予算でも5年前のやつ全部、5年前から継続しているものは全部チェックかけたんじゃないんですか、今年。</p>
事務局	<p>平成15年の秋に前回の審議会より答申を受けまして、反映されたのが、一番古いので平成16年度になります。</p>
委員	<p>この資料でね、平成18年度の予算編成では13年以前から交付されている補助金を対象として見直すことにしますというて、これ。</p>
会長	<p>つまり前回答申出たところからスタートラインですから、補助金の制定年度じゃなくて。</p>
委員	<p>前回の答申でも、18年度予算編成では13年度以前から交付されている補助金を対象として見直すこととしますと、前回のこれと言うとるんじゃないですか。</p>
会長	<p>13年度から。</p>
委員	<p>これ、もらっている資料1で。資料1の④ですね。</p>

事務局	このときに見直しているということです。ですから、13年度以前の補助金は18年度予算編成で見直すことと、それぞれ5年前の補助金は見直すことになってはおりますが、その当時の審議会の答申の前の時点では、要綱等が全く整備されていない部分も当然ございました。ですから、その16年度から順次、補助金について見直し始めているということです。ですから、最も古い要綱がこの補助金改革のスタートです。16年度だったというふうにとらえております。
委員	そこから仕切り直したということですね。1回精査して、その段階で仕切り直すことを決めて、その仕切り直しのタイミングが平成21年度に来るといふ。
会長	16、17、18、19、20、21、5年経過したから21年度。それは集中的にやらないといけないということですね、どーんと。
委員	非公募型補助金については余りメッセージを出すか出さないかは、検討してこなかったかなという印象はあるんですけども。
会長	そうですね。非公募型補助金についても、この5年の原則は生きているんですね。それは21年度にやってくる。
委員	それが21年度にやってくるんですね。すべてにこれにルールが変わるわけでしょう。それは、今度21年ですか、今、お話しは。
会長	21年度に同時に公募型補助金がスタートすると。市民参加条例もスタートする。
委員	だから、21年度は条例もスタートし、すべての補助金に5年ルールがばさっとかかってくる。新しい夜明けですね。
委員	それはどうなんでしょうね。
会長	その非公募型補助金について、今、委員から余りきちっとしたメッセージが送りきれてないのではないかと、もう少し議論しようやというご提言がありましたが、これについては、少額であり、たしか前回までの議論の経過を思い返しますと、少額であり、なおかつこれまでの団体にとっての補助金の意義が、額の問題ではなく、補助金交付団体であるということの方にメリットがあり、その補助金そのものの額以上にむしろ士気を高める効果があるという、そういうたぐいの補助金だというような説明でしたか。
委員	あと、要はというとあれですけども。
会長	あの一覧表やね。
委員	多分いろいろあってくり切れないというので、このネーミングなんだと思うんですね。このネーミングだけだと、多分全然、一体何の補助金、どんな団体に出ている、どんな補助金のことなのか。非公募型という言い方だと想像できないと思うんですけども、こういう名前になってしまっているのは、いろいろあって名前をつけ切れないという意味なんだと思うんですが、例えば、公共施設の優先とか減免とか、そういう補助金ではないんだけど、実質的には優遇、助成というか、支援を受けているという部分をどうしましょうかというお話が、7月にしましたよね。吹奏楽団さんとか、体育協会さんとかですね、その部分をちょっとどうしようかという。いろいろクリアにし切れていないものも含めてそこに入っているということなんじゃないかなと思うんです

<p>会長</p>	<p>けれども。 これは、その他の給付、その他の補助金、委託型・給付型に入ってくる、いや違う、これは非公募型補助金の枠に入れているんですね、減免はね。吹き出しがつながっているから。そうすると、これは。</p>
<p>委員 会長</p>	<p>ちょっと難しい。 前回、川西の文化振興事業団については、これは、補助金に関しては、あれは補助金ではなく、むしろ委託料とみなすべきだということで、補助金の枠から外せという話になりましたね。これは、だから議論の対象外にした。それから、この施設の減免実績は吹奏楽団とかそこらについては、これは、事実上補助金と同じではないか。しかしながらと、何かあったよなあ、しかしながら。教育効果が高いということは認められるし、判定とか効果ということは言えると。説明責任だけを要求していたのと違うやろか。どうでしたか。</p>
<p>委員</p>	<p>ちょっとやっぱり難しいなあという、政策的な判断、例えば、吹奏楽団が施設を利用するときに、この間の経緯も含めて、ずっと市の施設を使っても吹奏楽団には費用をとらないというふうになっていた部分というのが、そのままでもいいのかみたいな、そのままでもいいのかという部分ですね。</p>
<p>委員</p>	<p>説明できるようにしておかないといけないのと違うかというような感じだったですね。</p>
<p>会長</p>	<p>そうでしたね。</p>
<p>委員</p>	<p>それもやっぱり、例えば一定のときには、一定の枠でやはり施設の維持管理には費用がかかる部分もあるので、その一定程度の無制限に使っていいですよということにはならなくて、一定の枠をつけるけれども、例えば、地域とつながるような活動の機会、例えば中学校の吹奏楽団に練習している風景を開放するとか、一緒にコンサートをするとか、一緒に練習してみるとか、そういうときにはもう無料にするとかですね。そういったような話をしたような記憶があるんですけども。</p>
<p>委員</p>	<p>公的にこれだけ点検しているんだというところがないと、今、優先免除とかいける理由はないと。</p>
<p>委員</p>	<p>そこにやっぱり説明責任といいますか、こういうふうになっているから、これだけの支援が出ているんだよということをきちんと説明するようにしてもらおうというお話がありましたよね。</p>
<p>委員</p>	<p>特に免除された額が補助金の7倍でしょう。ちょっとそこら辺は、普通の市民はおやっと思うんですよ。</p>
<p>委員</p>	<p>そうですね。だから、それを、その部分を明らかにするということは言っていたんですけどか、言わなかった。</p>
<p>会長</p>	<p>明らかにする必要あると言うてます。透明性、公開性という基準に従って、みずから公表していく、市民に知らしめていくという責任はあるという確認はしています。</p>
<p>委員</p>	<p>だから、その意味ではいろんな多分、非公募型とここで書かれている部分の補助金のところについても、その補助金という支出だけではなくて、どういう支援がなされているのかを見えるようにするとか、それに対して、説明責任と</p>

	<p>いうと、ちょっと言い方は硬いんですけども、それについて自覚を求めると、あるいはまさに市民に対してきちんと説明していく、透明性と公開性を確保していくということですかね。</p>
委員	<p>施設使用料の減免とか優先予約についても、公表すると、基準を。そういうことですね。今はそれできてないんですか。</p>
委員	<p>免除の方は全然わからない、一般の市民に。補助金の額はわかる。</p>
委員	<p>全然できてないですか。減免とか、優先枠については。</p>
会長	<p>第3回の審議会で、それ一遍、かなり議論しているんですね。</p>
委員	<p>減免の一覧を見せていただいたんですが、その資料も取扱い注意になっていて、公表されていない。</p>
委員	<p>もう取扱い注意の時代じゃないですよ。優先、取扱い注意はおかしいんじゃないですか。減免とか優先予約についても公表していくということならば、もう取扱い注意も何もないですよ。</p>
委員	<p>公表とは、公表しているかはどのように解する。</p>
委員	<p>もう今の流れからして、公表していくべきですよ。</p>
委員	<p>あと、その基準そのものがないというのもありましてね、明確に条例化、要綱化されてないんだけど、これまでの経緯からお金を取っていないという、減免利用しているというようなこともあったかなと。</p>
委員	<p>減免はいいと思うんですけども、先ほど言われたとおり、条項の一体どこに適用して減免しとるのかというのがわからない話。</p>
委員	<p>そうなんです。どこに根拠を持ってやっているのかみたいなの。。。</p>
委員	<p>規則の読み方が悪いのかもわからないけど、もうちょっとわかりやすくした方が市民に対してもいいと思います。</p>
委員	<p>市民の目線いうわけですから、減免とか優先予約についても、やっぱり市民に公開していくと。市民がみんな理解できるということが、当然、流れとして、今まで十分でなかったということはわかるんですけども、今後としてそうなんです。それ、結構大きな額ですよ。減免もですね。</p>
委員	<p>補助金と免除と一緒に公開できたら、どれだけ利益なんかあれているからわかる。本来は、免除の分も補助金と同等に受け取っているんですよ。</p>
事務局	<p>今、ご議論なさっている中身で、事務局の考え方としましては、交付基準運用システムの中で、減免について先日ご議論いただきました、今現状、要するに歳入の免除ということで、予算決算にどうしても表に出ないという性格上の問題がありまして、先ほど委員から厳しいご指摘がありましたけれども、今現在、公表されてないのが実情です。</p> <p>水面下になっているという表現がいいのかもしれませんが、その分につきましては、先日ご議論いただきまして、その吹き出しのモデル、ちょっとわかりにくいんですが、その交付基準なり、運用システムを適正に運用すれば、先日ご指摘いただきましたように公表していくべきだという前提に立つならば、その中で、減免についても、非公募型補助金と同じような扱いで内部評価なり、見直しが可能であるというイメージでちょっと資料は取り入れさせていただいております。</p>

<p>会長</p>	<p>補足説明としてさせていただきました。</p> <p>わかりました。第3回の議論でもかなりもう突っ込んでます。基本的に減免の議論と補助金の議論とは両輪だと。実際裏補助やから同じことやないかということで、これもやっぱり公開していく姿勢、クリアな基準をつくっていくということと、ばらばらの減免基準もやっぱり見直し、全部洗い直しして再調査し直す必要があるということは確認しています。</p> <p>それから、学校教育の活動の一環としての減免使用については、これはもう当然認めていいんじゃないというのが、ここでのコンセンサスでしたね。</p> <p>もう一つは、後援とか共催とか協賛といういろいろお墨つきのスタイルがありますけれども、これについても基準を定めないといけないのと違うかという、各部局がそれぞれのばらばらのルールでやるということのも変だし、それをちょっと統一すべきだろうということですね。</p> <p>それから、もう一つは、例えば市民オーケストラとか、私、音楽大好きなんです、こんな応援したいんですが、いいことをやっているのは、皆、いいことをやっているわけですね。どの団体だって公益的なことをやっているわけで、どの団体の公益性が優位で、どの団体が劣に立つかなんていう議論というのは、実に袋小路に入ってしまうですね。むしろ減免の対象となって得するところでは、それに対応したやっぱり附帯サービスというか、見せるサービスというか、透明化するサービスというか、そういうようなのはしてほしいというのが、ちょっと意見に出ましたね。だから、練習風景を公開するとかいうのも当然でしょうという。そこでも確認されたのは、やっぱり透明性やったと思うんですね。それ以上に議論は深まってなかった。</p>
<p>委員</p>	<p>意思統一まで至って、問題提起はあったけれども、審議会としての意思統一には至っていなかったかなという印象があったので、今ちょっと確認させていただいて、逆に、私が思っていたより意思統一ができていたのかもしれない、すみません。</p> <p>ただ、非公募型補助金という名前がちょっとわかりにくいなという部分はあって、例えばその他の多様な補助金に類するものというような言い方では難しいでしょうか。補助金と言ってしまうと、どうしても補助金になってしまうので、ここで書かれたとおりに、例えば優先利用とか減免についても、補助金に類するものとして扱うというふうな方針が固まるとすれば、その他の補助金などみたいな言い方がわかりやすいのかなとは思いますが、すみません、ちょっといいネーミングが思い浮かばなくて、今念頭に置いているもののほかに、何かこういうタイプの補助金というのがあったりするのであれば教えていただきたいんですが。</p> <p>多分、本当は非地域活動型、非公募型補助金なんですね。多分どちらでもないという言い方がいいですよ。</p>
<p>委員 委員</p>	<p>わからないですね、非と言われたら。</p> <p>公募型に対して公募型じゃない補助金みたいなイメージなんですけれども、多分、これが意味されているところは非地域活動型であり、非公募型である補助金という、その他枠の何か。</p>

委員	その他なんですか。その他補助金というのもおかしい。
委員	公募型というのがあれば、反対にその非公募しかないような気がしますね。
委員	非地域型。
委員	非地域型というのも、本当は非公募型に入れようと思ったら、形としては非公募ですね。公募型、非公募型だったら、地域型なんていうのはちょっと背景が違うような、言葉悪いですけども。
会長	そうするとあれですよ。委託型・給付型補助金、そこから残ったらその他というのが、本当乱暴やけど当たっているのかもしれないね。
委員	どう言ったらいいんでしょうかね。すみません、細かなところなんですけれども。
会長	名前については一生懸命考えてもらいたい。はい、どうぞ。
委員	何か地域を基盤とした基本的な補助金、それ以外の補助金だったらわかる。
委員	分離してますよね、二つがね。違う分類が一緒になって。
委員	だから、一言で言えば、みんな地域型でくくろうと思ったら、皆地域型でしつたらいい。公募、非公募別に除いた場合、地域、この川西地域のあれなんだから。
会長	これ、事実上はあれでしょう。非公募型補助金というのは、団体運営補助金でしょう、実態は。ね。それを余り表に出すと、また団体運営は原則でやめましょうというのにひっかかってくるという現状があって、この名前になっているのかな。
事務局	この資料を前回つくらせていただいたときに、団体事業補助金という言い方になるかと思うんですが、これを一つ見て分けしないとわかりにくいなあというのがございました。当然、一つ入れるのは地域活動型補助金、これはアンケートをとった関係上区分させていただきました。次にやったのが、公募制、公募型補助金というのがございまして、じゃ、それ以外の補助金をどう表現するかというところで、最も単純に言うと、例えば従来型補助金であるとか、それこそ団体補助金という言い方になるのかなということだったんですが、上でちょっと団体補助金（事業型）と書いてしまった関係上、非公募型補助金という言い方をさせていただきました。
会長	ですから、一番単純に言えば、従来型補助金であるとか、このまま団体補助金（事業型）、団体事業補助金とかそういう言い方になるのかなとは思いますが、ちょっと一旦これでいきましょう。カテゴライズの話は後回しでもいいということで、今はちょっと置いておこう。これ、考え出したら切りがないわね。
委員	すみません。
会長	いえいえ。縦のマトリックスと横のマトリックスの言葉が錯綜しているから、こうなるんやね。だけど、まあわからんことはないわね。
委員	ほか、何かちょっと補強とか、今のを別に無視してわけと違いますよ。
会長	もちろん、大丈夫です。はい。私も具体的なアイデアがないままだったので。今すぐ思い浮かばないから、ちょっと時間、貸してちょうだいというだけのことです。
	ほか、何かありませんか。

委員	運用システムのところで、先ほど委員が言われたことに関係するんですけども、透明性がやたら多くて、先ほど委員が言われた簡素な書類、手続簡素だとか、そういう簡素がちょっと入ってもいいのかなと思ひまして、やたら透明性が出てくるんでね。どこにその簡素を入れたらいいのか、ちょっとわからないんですけども、書類、手続が簡単だとか、そんなん入れたらどうでしょうか。
会長	書類手続の簡素化ですね。
委員	行政コストを招かないとか、簡素が一つ大きな言葉として入ってもいいのかなと思ひます。
委員	簡素とか簡明とかですね。素と言うと、言われてしまうかもわからない、簡明とか簡素とか、そういったもうちょっとやりやすいようにしようよということですね。
委員	参入障壁をつくらないということですね。
委員	交付基準と運用システム、これ、運用基準なんです。運用システムと言わないかん。
会長	交付基準。
委員	運用基準、運用システム、プラン・ドゥー・シー。
会長	運用方針やな。
委員	方針ですか。
会長	システムじゃなくて、方針ですね。
委員	システムじゃないですね。方針。基準。
会長	運用方針やろなあ。
委員	方針ですか。
会長	システム言うたら制度とかね、組織やから。交付基準と評価システム。交付基準と評価システム、どこにある。だんだんわからないようになってきた。
委員	交付基準と評価システム。
会長	評価手法でしょう。
委員	左の枠ですか。右と左をどっちかに統一すると。
会長	評価・検証を行うシステムが不十分だと言っているから、評価システムやね。運用するシステム、運用する方針。元行政の厳しいお目付役をしておられた委員さんと、研究者と、新聞社でチェックしておられた方だから、それは言葉にはきついなあ。
委員	全体的に言うたら、横文字が物すごく多いなと。ここはどこの国かいなと思ひながら、横文字の、英語の原語も出てくるから、PLAN、DO、CHECK、ACTION、スペルこれでよかったかなと思ひて、何十年前の赤本の豆単を思ひ出す。
委員	PLAN、DO、CHECK、ACTION、チャレンジ型、マイノリティ、横文字そんなんですか。まず、チャレンジ型来るでしょう。システムが来て、役所はシステムが好きなんですよ。
会長	ただ、ちょっとシステムは気をつけた方がいいと思ひるのは、制度という意味でのソフトを意味するシステムと、組織というヒューマンウェアを意味するシ

	<p>システムと、それから設備という、ハードを意味するシステムと三つあって、それ、どれやねんということと言われる可能性があるから、これは評価制度と言うたらいいのと違うかな、評価システムはね。運用システムのところは、運用組織でも運用制度でも何でもないので、運用方針でしょうね、やっぱり。組織ないわけですし、当然、これは組織でない。制度でもない。まだ、そこまで来てない。運用する機械か言うたら違うし、ちょっとシステム言うたら、本当にハード、ソフト、ヒューマンに三層にわたる意味があるので、ちょっとこれは変えた方がいいかもしれませんね。老婆心ながら。</p> <p>そうすると、委員がおっしゃった減免の話、ちょっと蒸し返すようですが、先ほどの非公募型、あえて言いますが、非公募型補助金の枠の中の原則と同じように扱われ、市による内部評価の対象として考え、評価をいただきましょう。そして、その内部評価も公開されるという前提で考えるということですね。5年もしくは3～5年に1回の審査会への提起と、見直しは行政内部によって5年をめどとしてやると。この原則にこれも引っかかってくるわけですよ。はい、わかりました。</p> <p>ほか、何かお気づきの点、ありませんか。答申の仕上げにかかっていますので、だんだんと精度が上がってきましたね。何かお気づきの点。はい、どうぞ。</p>
委員	<p>確認させていただきたいんですけども、特記事項の二つ目なんですが、安定期において自立不可能な団体、立ち上げてもないんですけども、自立できなくて、なおかつやっている事業が不採算である場合にも運営補助を一定の基準があれば認めるということではなかったんですか。</p>
会長	<p>これ、書き方が難しいんよね。</p>
委員	<p>難しいですね。読み取り方も難しい。ここの意味する意味がわかりにくい。</p>
委員	<p>安定期なんだけれども、自立は不可能で、なおかつやっていることも不採算なんだけれどもと。</p>
会長	<p>この場合、不採算事業の前に公益性が高く、なおかつ何か違うんかな。このままやったら、赤字じゃじゃ漏れの事業でも認められという話になってしまうわね。</p>
委員	<p>これ、運営に対して補助金を出すことを認めるということになっているんですよ。だから、公益性が高いけれども、やっている事業は採算がとれないから、その部分に関してはその公益性の高さにかんがみて補助金を支出しましょうという話ではなくて、この部分は安定期に自立不可能な団体なんだけれども、安定期なんだけれども、自立不可能で、なおかつやっていることも事業は不採算なんだけれども、運営に補助金を出します。前者申し上げた場合は、事業に対して、運営にではなくて、事業に対して補助金を公益性の高さに比して出すということなんです、これは、団体の運営に対する補助を認めるということになるわけですね。</p>
委員	<p>何かプラス要素がないと、このままでは悪いことばかり並んでいる。</p>
委員	<p>例えば、安定期においてというふうには書かなくても、自立が困難な団体であるが、その設置が特に公益性を満たすと判断できる団体については、例えば一</p>

	<p>定の期間を、一定の期間は入れるか入れないかはちょっとわかりませんが、特に公益性が高いというふうに認められる団体については運営補助を認めるというぐらいですかね。</p>
会長	<p>前は要らんね。</p>
委員	<p>そうすると、特に設立期でなくてもということになるんだと思うんです。多分これは非公募型補助金に分類されている一部の団体に対する運営補助の可能性を書いていることだと思うんですけども。</p>
委員	<p>この成長期とか安定期というのはだれが判断するんですか。さっきの公募型の第三者委員会こういうのが。</p>
委員	<p>書くと、それをまさにそのことも基準決めなければいけないので難しくなってしまう。</p>
委員	<p>これ、難しいですよ。設立期はわかるけれども、成長期とか安定期とか、安定期であれば、逆に言ったらこんな不採算事業を抱えるわけじゃ、不安定期やから不採算事業になるんじゃないかとか、そこで、これは非常にわかりにくいなという感じがする。</p>
	<p>それで、三つ目の補助金の交付に際して新たな団体の組織を求めないこと、これはあるグループが、例えばAのグループがあったら、補助金をもらうためにAの親戚のグループを新たにつくるとかこういう意味ですよ。これまでからの流れは。これは文面だけではちょっと、同じ同一組織だと何とかしないとちょっと誤解を招くような感じもするんですけども、どうですか。</p>
委員	<p>恐らく特記事項の二つ目については、例えば設立期とか、成長期とかは別の意義を持って補助金を出すという仕組みがあり得ると。例えば立ち上げ支援とかそういう補助金があり得るとかということで、そうではない団体にもという言い方だと思うんですが、ただ、それはやっぱり書き過ぎかなとか、別に設立期は別な補助金を出すにしても出さないにしても、自立不可能な団体であって、しかし、一定の基準の中で特別に公益性が認められるというところであれば、運営補助を認めるという言い方にした方がすっきりすると思うんです。</p>
	<p>ただ、野方図にずっと運営補助を延々に認めますというのは、委員会としてはちょっと問題があるかなというふうに思うんですけども、なので、基準のつくり方に注意は必要だと思うんですが、そういう表現の方が意図しているところはくみ取りやすいと。これだと、本当に何のいいところもないんだけども出しますよみたいな話になってしまうので。</p>
会長	<p>不採算事業である場合はになってしまっているから、公益性があろうとなかろうとというふうに聞こえてしまうからいかんわな。</p>
委員	<p>逆にほっとする方もおられる、ほっとするところもあるのかもしれないですけども。</p>
会長	<p>これは、僕が発言したことを書いてくれているんだと思うんです。僕が言ったことを思い出しますと、これも某市における子供読書会の例やったんです。これはもう伝統のある団体で、もう既に10年も20年も30年近く頑張っているんですけども、全く財政基盤が弱くて、お母さん方も月額500円とかいう会費でもって何とか運営しているんですけども、事業をやればやるほど</p>

	<p>お金が出ていって赤字になる。それで、寝屋川の公益活動補助金申請してこられたんですけども、あれは3年で打ち切りなんですね、同一事業。なので、もう3年で切れてしまう。次は、そしたらどうするのといったときに、もう糸が切れてしまう。こういう団体をつぶしていいのという議論があったんですね。そういう団体も何とか救済できないのということを申し上げたんです。</p> <p>それがここに書かれていると思うんですが、その一方で、私がパートナーシップを結ぶとか補助金助成とか委託契約を結ぶとかいうレベルの話では、ある程度しっかりした団体、予算執行能力のある団体が、まあいうたら相手になりますよね。そうではなくて、これから伸びていこう、あるいはみんなで結成していこうとかいうところも、やっぱり別途支援制度が要るでしょうと。これは、補助金の議論としては、切る話ばかりじゃなくて、育てる議論、種をまく議論も要るんじゃないのということを言ったことから、この文面になってしまったと、こう私は理解しているんです。</p>
<p>委員</p> <p>会長 委員 会長 委員 会長 委員 会長</p>	<p>それは、公平性の三つ目で、市が団体運営補助金で例外的に新たに支援として補助する場合は、創設から特定年度までですと言ってますね。この特定年度というのにかかわりが出てくると思うんですけども、新たに立ち上げ支援を補助する場合は、創設から特定年度というのは。</p> <p>特定年度ではなくて、一定でしょうね。</p> <p>特定年度には意味があるんですか。</p> <p>一定年度でしょうね。</p> <p>一定ですか。</p> <p>立ち上げ言うたら、普通大体3年ですよ。</p> <p>立ち上げ支援として、例外的立ち上げ支援する場合は3年ですか。それは。</p> <p>特定言ったら、例えば平成21年度までとか、それが特定でしょ。幅を言うんだったら一定ですよ。</p>
<p>委員 会長 委員</p>	<p>一定年度までですか。</p> <p>一定年度間ですか。</p> <p>会長がおっしゃられた読書グループみたいな活動は本当にいろいろあって、そこをやっぱり何とか、そこが、そういう活動をしているところが活動できるようにというイメージがある他方で、特記事項の二つ目で、先ほど私が申し上げた内容で書かれたとしても、逆に既得権益で運営をもらっているところが永遠にもらうことができるみたいな読み方もある、読み方としてはできてしまうんですよ。だから、やっぱりそこは公共公益という基準を明確にしながら、一定期間の見直しを経ながらという言い方が要ると思うんです。それは、細かな話なんですけど、そこは気をつけないと違うメッセージになってしまうなということもある。</p>
<p>会長</p>	<p>ですから、その場合であっても、例えば立ち上げの場合は3年間ということが望ましいし、それから、運営補助金的性格のものであっても5年という右の原則がありますね。全部これにひっかかりますよと。</p>
<p>委員 会長</p>	<p>5年ルールはね。</p> <p>5年ルールは例外なく皆に及びますよというのは確認しといた方がいいんと</p>

<p>委員 会長</p>	<p>違いますか。それでいかがですか。 すみません、細かなことで。 そこのところをちゃんと書かないと、何か甘いルールになってしまいますよね。</p>
<p>委員</p>	<p>あと、公平性の運営の段階で、団体の構成員に対する応分負担も難しいんですね。先ほどおっしゃった。500円。応分、団体の自立を促すとすれば、負担をしていただくと。応分、ケースバイ。それをどうしましょう。この応分というのは。</p>
<p>会長</p>	<p>マッチンググラウンドとかマッチングギフトとかいうルールを入れますか。これ、ある意味で弱肉強食になりかねないところがあるって。</p>
<p>委員</p>	<p>やっぱりマイノリティの団体に対しては、それは、そこはもうやわらかく考えるということですか。その団体の成長性を期待して。公益性に対して。</p>
<p>委員</p>	<p>どう頑張っても自立できないんだけど、必要だというのは、やっぱり現実にはあるんですよね。</p>
<p>委員 会長</p>	<p>ありますよね。それはやっぱりバシッと切るべきではないですよね。 最近、福祉はある程度お金が回収できるようになってきているんですけど、もう人権とか平和とか環境とかというのはまだビジネスになりませんからね。となりますと、いわゆる第三者評価、あるいは第三者委員会において、個別に機動的に審査するところにゆだねるのも意味があると思うんですね。</p>
<p>委員</p>	<p>特にこれからNPO法人がどんどん出てきますよね。NPO法人は、本来自主自立の活動と言われておるんですけど、この辺は、NPO法人と言いながら、なかなか難しい団体はあるけれども、社会的に必要なものがある。その辺のところ、従来の団体とは少し違った、川西でもどんどんNPO法人が出てくるでしょうし、それに期待するところが大きいんですけど、そこら辺、余り形式的に考えてはいけないんですね。</p>
<p>会長</p>	<p>そうですね。これも何回目からの会議録に出てますけど、公益性とか効果性を議論するとき、対象者数が少ないとか、それから余りにも小さい地域に限定されているとか、そういうことでもって除外するのはまずいんじゃないの。つまり地域公共性とか、少数者、ソーシャルマイノリティの立場に立つ人々への公益性とかいうのは、当然、圧倒的に少数者のわけだから、そういうことでもって多数の論理でもってやるのはまずいという、どこかに歯どめ条項を入れたいといけないねという話は出てました。そういう意味では、公益性とか効果性とかいうことを、よりちょっと緻密に基準を示していくとか、誘導ラインには示していく必要があるのと違うかなとは思ってますね。</p>
<p>委員</p>	<p>それは大事ですね。</p>
<p>委員</p>	<p>あと団体の、NPO法人の団体、法人格を持っているか持っていないかで余り大きな差をつけないと。実質に活動されている団体、別表をご用意いただいたので、それに値する、これは特定非営利活動促進法に基づく法人であるということを目指すということではなくて、これが一定の基準になるので、実質的にこういうことをやっている団体だったら、その法人格のあるなしで基本的には差をつけないということも確認、どこかでお話ありましたよね。</p>

<p>会長</p>	<p>それも答申に入れておいてください。法人格のあるないということについては、さほどの差を設ける必要は認めないという。箕面市はそうです。法人格の有無は前提条件にしてません。</p> <p>はい、以上で、ちょうど所定の時間を使ってしまいました。何かまだ抜けているところありますか。大分詳しく議論したと思うんですが、名前については、非公募型補助金は、何かいいネーミングがあれば、次回の答申原案ぐらいに出していただけたらと思うんですけど、どうでしょうね、これでもって、次の9月22日に第一次答申原案を出せますでしょうか。ちょっとまだ甘いところ残っていたよね。効果性とか公益性の議論をもう少しした方がいいかもしれないね。特にマイノリティ、ローカリティーという点で。</p>
<p>委員 会長</p>	<p>マイノリティ、ローカリティー、もっと議論する必要があるんでしょうね。</p> <p>では、それも含めて22日にもう一遍、答申を深めるという形で、答申原案つくってもらいましょうか。たたき台をバーンとね。形見た方が。</p>
<p>委員</p>	<p>会長さん、箕面とか寝屋川を気にするわけではないですけども、川西の独自性、これで主張できますよね。</p>
<p>会長</p>	<p>出したらいんですよ。</p>
<p>委員 会長</p>	<p>ね。まあ新聞記者じゃないですけど。</p>
<p>委員 会長</p>	<p>それはもう構わないと思います。自治体ですから。川西市民自治共和国やねんから、だから、別に隣の国がどうやっていうて、別にそのルールまねしなくてもいいわけで。</p> <p>では、次回、9月22日に午後6時半のこの庁議室で行いますが、そのときに大変お気の毒ですが、事務局、今日のような非常にあっち行きこっち行きしたんですけど、答申原案をつくっていただけますか。無理や言うのでしたら、降参してもらったら、もう1回延ばしますけれども。原案見て、議論した方が早いと違う。</p>
<p>事務局</p>	<p>十分書いていけるものがついていける自信はありませんが、作らせていただきます。</p>
<p>委員 会長</p>	<p>作ってもらって、必要なら、もう1回やったらいいじゃないですか。臨時ね。わかりました。そしたら、次回、答申案をいただいて、それに過不足、何か疑義があるところは修正していきながら議論しましょう。次回で足りなければ、もう1回延長ありということ觉悟するということにいたしましょう。</p> <p>きょうは、非常に私の進行が下手くそで、あっち飛び、こっち飛びしたことをおわびします。もっとも私も前もってこれをいただいておったんですが、ようここまで整理してくれはったなと思って感心するばかりで、そんなに委員みたいに気がつかなかったのが申しわけないと思いますけれども、聞いてみると、そう言えばそやなというのがいっぱい出てきました。やっぱりたくさんの目で見ないといけませんね。</p>
<p>事務局</p>	<p>大筋確認されたのは、第三者機関というのは単一の少数精鋭型の組織を意味しているわけではなくて、この公募型補助金、あるいは非公募型補助金、地域活動型補助金それぞれに応じて、可變的につくられるべきものではないのかと。一つの機関がそれを代表するといった場合は、その都度やっぱり構成員を変え</p>

ていくというやり方もあるでしょうと。なおかつ当事者原則を重視してほしいと。もらう方の立場がちゃんと反映できるように委員構成を考慮してもらいたいということです。

それから、21年度においては、5年見直しの非公募型補助金、その他の補助金ですね、全部が一斉見直しの時期に入る、そのときには市による内部評価も公開され、そして、一定程度この第三者機関といいますか、審議会みたいなところに諮問がかかるんですね、きっと。その上でやっぱりやめようやという補助金も出てくるかもしれませんが、それと並行して、市民参加条例とセットで公募型補助金がスタートするというストーリーになっているということを入れていただいて、この答申原案を整合性あるものにつくっていくということを確認して、今日のとどめにしたいと思いますが、何か私、言っていること間違ってますでしょうか、事務局さん。自信がなくなってきた。ごっつい、これ、高度な難しい仕事。

どうもお疲れさまでした。ありがとうございました。